

# ベビーシッター利用割引券 案内ガイド



ベビーシッター利用割引券を利用するために  
最初にお読みください

- ベビーシッター派遣事業は、子ども・子育て支援法第59条の2に基づく「仕事と子育ての両立支援事業」であり、事業主拠出金（子ども子育て拠出金）を財源とする予算事業です。
- 厚生年金適用事業所において、多様な働き方をしている労働者が就労のためにベビーシッターサービスを利用した場合に、その利用料金の一部または全部を助成する事業です（電子チケットによる割引券を発行します）。
- 予算の適正な執行管理を行うため、従業員数に応じた企業毎の年度上限枚数があること及び企業の年度上限枚数の範囲内で個人の利用上限枚数があることをご理解の上、約款に示す利用条件に沿って適切にご利用いただきますよう、お願いいたします。

## 利用対象(いつ使えるの?)

- 利用者本人と配偶者が仕事のために利用したベビーシッターサービスが対象です。

## 対象者(誰が使えるの?)

**利用対象者** 承認事業主に直接雇用されている労働者

**対象児童** 乳幼児または小学3年生までの児童

(障害者手帳、療育手帳等の交付を受けている場合は、小学6年生までの児童が対象です。※実施要綱をご確認ください。)

## 使用条件(対象範囲は?)

- 家庭内における保育や世話、ベビーシッターによる保育施設への送迎（家庭と保育施設との間の送迎のみ）が対象です。  
\*使用できるベビーシッター事業者は、本事業の割引券等取扱事業者に限ります。※ポータルサイト参照

## 補助額(割引額はいくら?)

- 対象児童1人につき1日(1回)の利用料金が2,200円(最大2枚まで)以上のベビーシッターサービスに使用できます。  
**使用限度枚数** 対象児童1人につき1日(回)2枚まで、1家庭につき1か月24枚まで、1年間に280枚まで
- 純然たるベビーシッターサービス(保育)のみが割引の対象です。

## こちらは利用対象外です!

- 労働時間外や休日に利用した場合
- 次のようなケースで利用した場合
  - ▶家庭以外の場所での保育
  - ▶家庭での保育が含まれない送迎のみ
  - ▶保育等施設間や習い事等への送迎
  - ▶同一家族以外の複数の乳幼児等を同時に送迎する場合
  - ▶長時間の外出のためのベビーシッターサービス
  - ▶掃除、洗濯、炊事等の家事サービス

**注意!**

※ベビーシッター会社への入会費、年会費、交通費、キャンセル料、保険料等のベビーシッターサービスに付随する料金は割引の対象外です。

# 割引券利用の流れ(利用者)

## STEP 1

### 企業から割引券の受け取り

自身の名前で割り当てられた割引券を、企業の担当者より受け取ります。割引券はURLでの発行となり、スマートフォンでご確認いただけます。

※利用前に割引券有効期限をご確認ください。



## STEP 2

### ベビーシッターの利用

ベビーシッターサービスを利用します。割引券を使うシッター事業者は、協会割引券ポータルサイト「割引券等取扱事業者一覧」よりご確認いただけます。

※ご両親の勤務時間内のベビーシッター利用が割引対象です。その他、利用条件を必ずご確認ください。



## STEP 3

### 割引券の提出

ベビーシッター利用後、当日の利用情報を手持ちの割引券に入力します。入力完了すると、取扱事業者に割引券が提出されます。

※ベビーシッター事業者ごとの提出期限があります。



## STEP 4

### 利用料金の精算

ベビーシッター利用料金の精算を行います。精算方法は、利用したベビーシッター事業者にご確認ください。



## よくある質問

### Q.誰でも利用できますか？

A.本事業は、厚生年金適用事業所に勤務している方が対象です。お勤めの会社が本事業の承認事業主かどうかをご確認ください。

### Q.保育施設で利用できますか？

A.保育施設では利用できません。家庭での保育または保育施設への送迎のみになります。

### Q.外出した場合でも利用できますか？

A.家庭での保育が対象です。長時間の外出や公園等への外出が目的の場合は利用できません。

### Q.配偶者が入院するのですが、その間利用できますか？

A.配偶者が入院、長期にわたる通院によりベビーシッターを利用する場合、使用できます。その場合、診断書を提出していただくことがあります。

### Q.割引を受けたら収入になるの？

A.免税となっています。

割引券は電子チケットです。操作については、当協会の割引券ポータルサイト「割引券利用者」の「割引券画面操作マニュアル(利用者向け)」をご覧ください。

〔お問合せ先〕 サポートデスク ☎089-900-2468 平日10:00~17:00

実施団体 公益社団法人全国保育サービス協会 〒160-0007 東京都新宿区荒木町5-4 クサフカビル2F  
☎03-5363-7455 ☎03-5363-7456 ✉waribiki@acsa.jp 🌐https://bs-ticket.jp